

JGAP 総合規則【家畜・畜産物】2017-2 の変更要旨

目次 9. および 17. の項目名を変更

本文中の項目名と目次の項目名が異なっていたため統一をした。

1.1 一般

日本 GAP 協会の運営管理システムに関する一文「なお、日本 GAP 協会の運営管理システムについては、別途「日本 GAP 協会 品質マニュアル」にて、組織体制、資源管理、文書管理、業務プロセス管理、内部監査、経営者による見直し（スキームの見直しを含む）等について規定する。」を削除した。

1.2 適用する範囲

【家畜・畜産物】の団体認証に関する一文「また、現時点において【家畜・畜産物】の団体認証は整備途中であり、すぐに実施することはできないが、将来の制定に向けて暫定的に規定した。」を削除した。

3. 用語の定義と説明

(2) JGAP

家畜衛生、アニマルウェルフェアを追記した。

(6) 農場

畜舎・施設・圃場群を「生産管理ユニット」として整理した。

(12) 生産管理ユニット

上記(6)に関連して、「生産管理ユニット」の定義を追加した。

(13) 同一経営マルチサイト

上記(6)、(12)に関連して、「同一経営マルチサイト」の定義を追加し、複数の生産管理ユニットが一元的に管理されている場合は「同一経営マルチサイト認証」として識別することとした。

(21) 外部委託

【農産物】についての一文を削除した。

【家畜・畜産物】の外部委託に「預託」を追加した。

(32) 家畜

「JGAP では」を追記した。

(43) 預託

上記(21)に関連して、「預託」の定義を追加した。

6.1 JGAP 審査・認証の概要

6.1 の表中の総合規則の版数を変更するとともに、団体事務局用の基準文書を追記し、注記を削除した。

6.3 JGAP 審査・認証の対象となる工程

(4)外部委託している生産工程

「家畜の飼養工程の一部を預託している場合には、適用範囲に含めるか含めないかを選択することができる。その場合、認証書には、預託に関する情報を明記する必要がある。(7.4 参照)」をなお書きとして追記した。

7.4 認証日、有効期限および認証書の記載事項

(3)a)③個別認証の場合

かっこ書きの「一元的な管理体制でない・・・」の一文を削除した。

(3)b)認証の対象

①認証基準および②審査基準に家畜・畜産物と明記した(かっこ書きから変更)。

(3)a)④団体認証の場合

同一経営マルチサイト認証の場合、認証書に読み替えにする団体の名称および団体事務局の所在地、生産管理ユニットごとの識別名称と所在地、同一経営マルチサイト認証の識別についてそれぞれ記載する旨を追加した。

(3)b)④認証する工程

飼養工程の一部を預託している場合、「認証範囲に含むか否かの識別およびその飼養工程範囲」および「預託先名」と「所在地」を記載することを追記した。

8.1 審査申込・日程調整

審査申込の内容に同一経営マルチサイト認証の識別、預託先を認証対象とするかどうかの有無の記載を求めるとともに、個別審査および団体審査における一元的な管理体制でない場合についての文章を削除した。

(1) j) 畜産物取扱い施設の基本情報から、「選別方式」を削除した。

10. 1 JGAP マークとは

JGAP マークの説明に、「家畜衛生」という用語を追記した。

11. 5 上級審査員、審査員の登録の継続

JGAP 上級審査員および JGAP 審査員の有効期限を明示した。

11.10 審査員登録簿の管理と報告

この項目を削除した。

12.1.2 内部監査員の要件

内部監査員の要件に、「家畜衛生および動物用医薬品に関する知識を保有していること」を追加するとともに、この要件を満たせない場合は内部監査時に獣医師の同行、指導を受ける旨を追記した。

各基準文書、研修に【家畜・畜産物】である旨明記した。

12.2.2(2) JGAP 上級指導員

JGAP 上級指導員の登録要件から下記 b) を削除し、文章を整理した。

b) 下記の①から③の要件をすべて満たす者

- ① 日本GAP協会承認 JGAP審査員研修の合格者
- ② 日本GAP協会承認 JGAP団体認証講座の合格者
- ③ JGAP認証取得を10件（農場）以上支援した者

12.1.2 内部監査員の要件および 12.2.2 JGAP 指導員の登録要件および 14.1 JGAP の研修メニュー

JGAP 内部監査員研修（JGAP の産地リーダー養成研修）からかっこ内（JGAP の産地リーダー養成研修）を削除した。

以上